

令和4年3月18日

〔 保育園
認定こども園
地域型保育事業 〕 ご利用の保護者の皆様
(2号・3号認定児童向け)

千葉県こども未来局
こども未来部幼保運営課長

保育園・認定こども園等における登園自粛要請期間の終了等について

日頃より、本市保育行政にご理解・ご協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、現在、「保育園・認定こども園等における登園自粛要請期間の再延長について」（令和4年3月5日付 当職通知）において、保護者の皆様に対し、3月21日（月）まで、ご家庭での保育が可能な場合は登園を控えていただくようお願いしているところですが、政府は、令和4年3月21日（月）をもって、まん延防止等重点措置の全面解除を決定いたしました。

これを受け、本市といたしましても、**登園自粛要請期間を3月21日（月）まで**としますのでお知らせいたします。

なお、本市の保育園・認定こども園等の感染状況については、一週間のうちに1日以上休園している園数が週あたり70～80と高止まりの状況が続いており、保育士が陽性又は濃厚接触者となることに伴う現場の保育士不足等の事例も引き続き発生しております。

園で陽性者が判明した場合は、数日間、休園となる場合が多くあることから、いざという時の預け先をできるだけ確保いただくとともに、日々の保育の利用にあたっては、可能な範囲で早めにお迎えにきていただくなど、感染拡大防止にご協力いただければ幸いです。

詳細は、別紙「保育園・認定こども園等の利用について（令和4年3月18日時点、2号・3号認定児童向け）」をご確認ください。

【問い合わせ先】

幼保運営課 043-245-5726

必ず別紙をご確認ください

保育園・認定こども園等の利用について

(令和4年3月18日時点、2号・3号認定児童向け)

1 登園自粛要請期間について

令和4年1月25日(火)から令和4年3月21日(月)まで

※ まん延防止等重点措置の対象期間までとします。

2 保護者の皆様へのお願い

- 登園自粛の要請は終了いたしますが、保育園・認定こども園等の施設の性質上、**3密状態の解消などは困難**であることをご理解の上、ご利用ください。
- 登園前の検温によりお子様の健康状態を確実に把握**いただくとともに、お子様やご家族に発熱等の新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる場合は、保育園・認定こども園等の利用を控えていただくなど、感染拡大防止にご協力ください。
- 園で陽性者が判明した場合は、数日間、休園となる場合が多くあることから、いざという時の預け先をできるだけ確保いただくとともに、日々の保育の利用にあたっては、可能な範囲で早めにお迎えにきていただくなど、感染拡大防止にご協力いただければ幸いです。

3 保育料の減額について【3歳未満児のみ】

(1) 登園自粛要請期間について(令和4年1月25日から令和4年3月21日まで)

	減額内容	保護者の方の手続き
1月分	登園を自粛いただいた日数分(土曜日含む)の保育料を日割り計算 ※登園自粛要請期間中に限る	不要
2月分	15日以上登園自粛の場合…無料とします 15日未満登園自粛の場合…日割り計算とします ※1月分と同じ取扱い	※還付スケジュールは別途通知予定
3月分	登園を自粛いただいた日数分(土曜日含む)の保育料を日割り計算 ※1月分と同じ取扱い	調整中 ※別途通知予定

【注意事項】

- 原則、決定済の保育料を一度お納めいただきます。
- 後日、園から登園日数の報告を受け、変更後の保育料を決定し、差額を返金いたします。
※ 民間保育園は市から返金、それ以外の園は園から返金します。
- 返金にあたり、保護者の皆様に保育料変更決定通知書を送付いたします。
- 延長保育料は日割り計算の対象外です。

(2) 登園自粛要請期間終了後について(令和4年3月22日以降)

- 保育料の日割り計算は行いません。自主的に登園を自粛した場合も、日割り計算の対象外**となりますのでご注意ください。
- 但し、お子様が陽性又は濃厚接触者と特定された場合や個別に臨時休園となった場合、保育士不足により園ごとに登園自粛要請を行った場合等については、従来どおり、保育料の日割り計算を行います。

4 副食費の減額について【3歳以上児のみ】

(1) 登園自粛要請期間について(令和4年1月25日から令和4年3月21日まで)

- 食材料の注文等を園がキャンセルできる食数分は、副食費を減額するよう、市から園に依頼しています。詳細は在籍園にご確認ください。
- 今般の登園自粛要請期間に係る副食費の返金スケジュール等については、必要に応じて、在籍園にご確認ください。

(2) 登園自粛要請期間終了後について(令和4年3月22日以降)

- 保育料と同様、**副食費の減額も行いません。自主的に登園を自粛した場合も、減額の対象外**となりますのでご注意ください。
- 但し、保育料と同様、お子様が陽性又は濃厚接触者と特定された場合等については、従来どおり、キャンセルできる食数分は減額するなど、可能な範囲で保護者の方へご返金するよう、市から園に依頼しています。

5 その他

- お子様や同居家族がPCR検査や抗原検査を受検する場合(受検結果含む)や、濃厚接触者に特定された場合は、速やかに在籍園にご連絡ください。